

やまぐち障害者雇用推進企業シンボルマーク使用基準

1 認定シンボルマークの使用方法

- ① 認定シンボルマークは、清刷を縮小または拡大することができる。
- ② 認定シンボルマークを使用する場合は、デザイン画と「やまぐち障害者雇用推進企業」の文字（以下「表示文字」という。）の両者を合わせて使用すること。
- ③ 表示文字はデザイン画の下に表示すること。
- ④ 表示文字を二段で表示する場合は、「やまぐち障害者」と「雇用推進企業」とに分けて表示すること。
- ⑤ 認定シンボルマークは、デザイン画の中心と表示文字の中心を合わせて表示すること。
- ⑥ 認定シンボルマークの色は清刷のとおりとすること。
- ⑦ 認定シンボルマークを2つ以上連続したパターンとして使用しないこと。
- ⑧ 認定シンボルマークを縮小又は拡大以外、変形して使用しないこと。
- ⑨ 認定シンボルマークを縮小又は拡大して使用する場合は、清刷の寸法比を維持し、デザイン画と表示文字を同倍率とすること。
- ⑩ 認定シンボルマークを縮小して使用する場合は、表示文字が判読できる倍率とすること。
- ⑪ 認定シンボルマークの背景が複雑な色、写真等となる場合は、背景を白抜きにする等、判読できるようにすること。
- ⑫ 認定シンボルマークは、自己が所有する他のマークと併用できる。

2 認定シンボルマークの使用範囲

- ① 広告、カタログ、自己の宣伝用資料等の印刷物
- ② 機関誌、会報等の印刷物
- ③ 封筒、ハガキ、レターヘッド
- ④ 名刺
- ⑤ 製品等のラベル、梱包材
- ⑥ 自己のホームページ
- ⑦ その他やまぐち障害者雇用推進企業認定制度の趣旨に照らし、適当と認められるもの